



軽自動車やバイクを所有する皆さん！

課税は4月1日が基準日です

軽自動車やバイクは、4月1日に所有している人に税金が課されます。皆さんは、きちんと手続きしていますか？

■ 手続は3月末までに

軽自動車税は、毎年4月1日に軽四輪（軽三輪）や二輪、原動機付自転車、小型特殊自動車などを所有している人に課されます。廃車や名義変更の手続が4月1日を過ぎてしまうと、1年間分の税金を支払うこととなります。変更があった場合は、必ず3月末までに手続をしてください。

納税通知書は5月中旬に送付します。ことしの納期限は5月31日（木）です。軽自動車税は、県税である自動車税と異なり、月割課税、月割還付の制度はありません（左図参照）。

【軽自動車税と自動車税の違い】

軽自動車税 (市税)	年度途中で取得 課税されません	年度途中で廃車 1年間分の課税 (還付なし)
自動車税 (県税)	月割で課税	月割の還付あり



■ こんなときは手続を！

- 変更などをしたときの申告は法律で義務づけられています。
- 手続をするときは事前に各申請手続場所へお問い合わせください。
- 人から譲ってもらう・人へ譲る
- 各申請手続場所でも名義変更手続をしてください。

▽所有者が引越す

各申請手続場所でも車検証の住所などの変更手続をしてください。

▽所有者が亡くなった

各申請手続場所でも廃車・名義変更手続をしてください（手続をしないと、指定された相続人に納税義務が生じます）。

▽盗難に遭った

警察に盗難届を出して、各申請手続場所でも廃車手続をしてください。

▽解体処理業者などに解体を依頼する

ナンバープレートや車検証などを回収し、各申請手続場所でも廃車手続をしてください。

※所定の手続をしないといつまでも課税されるので注意してください。

■ 申請手続場所

車種区分	申請手続場所
原動機付自転車 (125cc以下)、 小型特殊自動車、 ミニカー	市民税課（市役所3階南側） ☎55-2735 ※他市町村のナンバーの変更・廃車は受け付けできません。
軽二輪 (125cc超～ 250cc以下)	(一社)全国軽自動車協会連合会 静岡事務所沼津支所 (沼津市大塚字道上27-14) ☎055-939-5301
小型二輪 (250cc超)	静岡運輸支局 沼津自動車検査登録事務所 (沼津市原字古田2480) ☎050-5540-2051
軽自動車 (軽三輪、軽四輪)	軽自動車検査協会 静岡事務所沼津支所 (沼津市大塚字道上27-2) ☎050-3816-1778
普通自動車、 大型特殊自動車	静岡運輸支局 沼津自動車検査登録事務所 (沼津市原字古田2480) ☎050-5540-2051

※軽二輪、軽自動車の申請手続場所が、駿東郡長泉町から沼津市大塚へ移転しました。

■ ご注意ください！

- 改造により原動機付自転車の排気量などを変更した場合には、通常のナンバー取得の手続に加えて改造内容の届け出が必要です。事前に市民税課へお問い合わせください。
- 市内の事業所などで使用する軽自動車やバイクは、車検証などの定置場を市内に変更する必要があります。また、

原動機付自転車などは富士市のナンバーを取得しなければなりません。
▽身体障害者などの軽自動車税減免申請は、毎年申請が必要です。ことしの申請期間は、納税通知書到着から5月31日（木）までです。

▽原動機付自転車を含む全てのバイクや軽自動車は、自賠責保険・共済への加入が法律で義務づけられています。また、フォークリフトなどの小型特殊自動車（農耕作業用を除く）も、道路を走行する場合は加入する必要があります。

▽道路を走行しないフォークリフト・農耕用トラクターなどもナンバープレートを取得しない人は、市民税課で手続をしてください。

■ 軽四輪自動車等の重課税率

環境に優しい軽自動車を普及させるため、排出ガスや燃費による環境への負担の程度に応じて軽自動車税を重く、または軽くする「軽自動車税のグリーン化」を、法律に基づき実施しています。

初めて車両番号の指定を受けた年月（初年度検査年月）から13年を経過した車両（電気軽自動車などは除く）は、重課税率が適用されます。平成30年度に重課税率の対象となるのは、初年度検査年月が平成17年3月以前の車両です。

問い合わせ

軽自動車税(市税)について 市民税課 ☎(55)27305 ☎(53)0074
自動車税(県税)について 富士財務事務所 ☎(65)2118 ☎(65)22809